第3次

広島市
男女共同参画基本計画

概要版

令和3年（2021年）3月

広島市
The City of Hiroshima

計画の目的

「広島市男女共同参画推進条例」の理念に基づき、広島市の男女共同参画施策の総合的かつ計画的な推進を図ることにより、本市が目指す「国際平和文化都市」に欠かせない要件の一つである、性差による差別がなく、対等のパートナーとして責任を分かち合い、個性や能力を十分に発揮できる社会を実現することを目的として策定するものです。

計画の期間

令和3年度(2021年度)から令和7年度(2025年度)までの5年間を計画期間とします。

計画の基本方針

5年間で集中的・重点的に取り組むための5つの基本方針を設定し、各基本方針に沿った基本施策等を掲げて展開します。

持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）

「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中に掲げられた、令和12年(2030年)を年限とする17の国際目標。「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済や社会、環境などの広範な課題に対して、開発途上国だけでなく先進国を含む全ての国々の取組目標を定めたものです。

本計画に関連するＳＤＧｓ

各施策について

基本方針 1 あらゆる分野における政策・方針の立案及び決定への女性の参画の拡大

基本施策(1) 市の政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

市が率先して審議会や行政委員会等の委員への女性の選任に取り組みます。また、市の女性職員については、職域拡大及び管理職等への積極的な登用に取り組みます。

基本施策(2) 市の関係団体などにおける方針決定過程等への女性の参画の促進

市の関係団体や地域活動に取り組む団体などに対して、方針の立案及び決定に女性の参画が拡大するよう、その取組の支援や働き掛けを行います。

基本施策(3) 防災・復興における女性の参画の拡大

地域活動の中でも、近年、重要性が高まっている防災・復興分野において、方針決定過程の段階からの女性の参画の拡大を進め、平常時から災害・復興時までの各段階で男女共同参画の視点を取り入れた活動が行われるよう取り組みます。

審議会委員に占める女性の人数と割合の推移

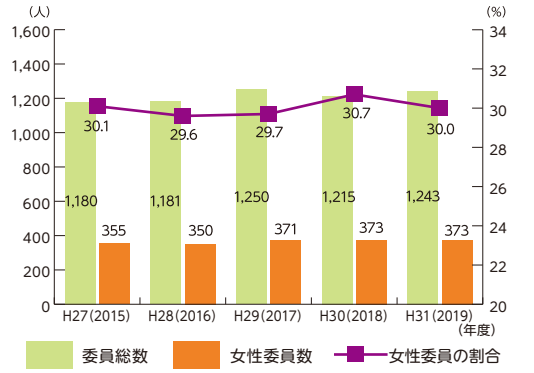

広島市調べ

管理職に占める女性の人数と割合の推移

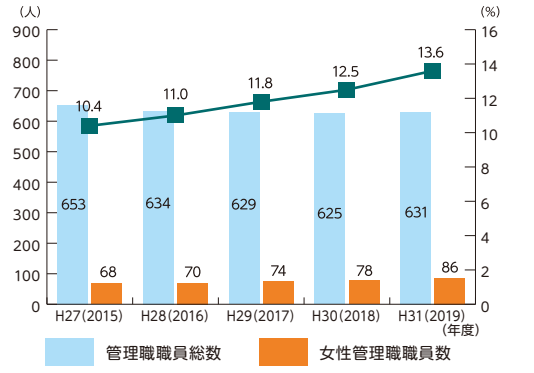

広島市調べ

●施策の指標

指　標	単位	現状値 [年度]	目標値 [期限(年度)]
審議会委員における女性の割合を増やす	%	30.0 [H31(2019)]	40.0 [R7(2025)]
新 女性委員がいない審議会をなくす	審議会	4 [H31(2019)]	0 [R7(2025)]
市職員の管理職における女性の割合を増やす	%	13.6 [H31(2019)]	21.0以上 [R7(2025)]
市立学校教員の管理職における女性の割合を増やす	%	校長 24.5 教頭 38.6 [H31(2019)]	校長 30.0 教頭 40.0 [R7(2025)]
新 女性地域防災リーダーの割合を増やす	%	16.3 [H31(2019)]	20.0 [R7(2025)]
消防団における女性の中級幹部の数を増やす	人	24 [H31(2019)]	27 [R7(2025)]

基本方針 2　働く場における男女共同参画の推進と職業生活と家庭生活等の両立

【 女性活躍推進法に基づく市町村推進計画 】

基本施策(1)　働く場における男女共同参画の推進

働く場における男女の均等な機会と待遇を確保し、女性が能力を十分に発揮し、活躍することができるよう、事業者に対するインセンティブの拡充など女性の職業生活における活躍に向けた取組を促進します。また、職場におけるハラスメントの防止に向けた事業者等の支援に取り組みます。

基本施策(2)　職業生活と家庭生活の両立に向けた職場環境の整備

労働基準法や育児・介護休業法に基づく制度の定着と活用を促進していくため、事業者や労働者に対する周知・啓発を図り、事業者に対し、多様で柔軟な働き方の実現に向けた取組を働き掛けます。また、男性が育児休業を取得しやすい職場環境づくりを進めるとともに、市民や事業者の取組の範となるよう、市職員自らが率先して職業生活と家庭生活の両立の実現に取り組みます。

基本施策(3)　男性にとっての男女共同参画の推進

男性に根強く残る男女の固定的な性別役割分担意識を解消し、男女共同参画についての理解を促進するための学習機会の提供などを行います。また、男性があらゆる分野で生き生きと活動できるよう、男性の悩みや不安に対する相談支援を実施します。

基本施策(4)　子育てや介護等の支援の充実

子育てに関する不安や負担感を解消し、男女が共に子育てと仕事を両立させることができるよう、保育園等への入園待機児童の解消を目指した受入枠の拡大や多様な保育サービスの提供など、きめ細かな子育て支援策を推進します。また、介護を社会的に支援するため、介護サービス等の充実を図ります。

基本施策(5)　多様な就業ニーズを踏まえた就業支援の推進

国や県などと連携を図りながら、再就職や起業を含めた多様な雇用・就業形態へのニーズを踏まえ、関係機関等の情報提供や就業支援に取り組みます。

基本施策(6)　女性の参画が少ない分野における男女共同参画の推進

根強く残る男女の固定的な性別役割分担意識を解消し、農林水産業、商工業などで男女が共に生き生きと経営に参画し、家庭生活における家族それぞれの役割と責任を明確にするための取組を行い、女性の参画が少ない分野における男女共同参画の推進に取り組みます。

女性の就業率と正規雇用率

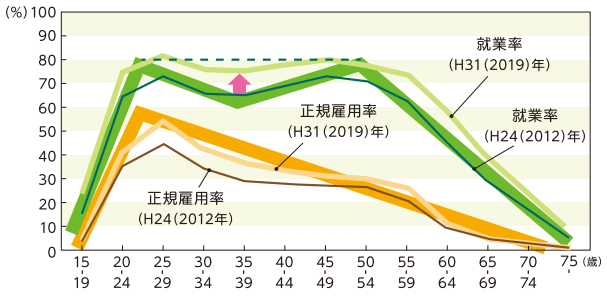

総務省「労働力調査(詳細集計)」

●施策の指標

指　標	単位	現状値［年度］	目標値［期限(年度)］
民間企業(従業員数が101人以上の企業)における女性管理職の割合を増やす	%	11.5［H31(2019)］	18.0［R7(2025)］
女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、女性活躍の推進に取り組む企業(従業員数が300人以下の企業)を増やす	社	70［H31(2019)］	500［R6(2024)］
民間企業における男性の育児休業取得率を上げる	%	4.9［H30(2018)］	30.0［R7(2025)］
男女共同参画に積極的に取り組む事業者の数を増やす	事業者	57［H31(2019)］	75［R7(2025)］
働き方を工夫して、労働時間の削減に取り組む人の割合を増やす	%	58.0［H31(2019)］	計画策定時の実績値以上［R7(2025)］
男性が家事・子育て・介護に関わる時間を増やす	分	45［H30(2018)］	計画策定時の実績値以上［R7(2025)］
市の男性職員の育児休業取得率を上げる	%	8.8［H31(2019)］	30.0以上［R7(2025)］
保育園等入園待機児童の解消を図る	人	33［H31(2019)］	0［R7(2025)］
放課後児童クラブ待機児童の解消を図る	人	32［H31(2019)］	0［R7(2025)］
女性(25歳～44歳)の就業率を高める	%	70.8［H27(2015)］	82.0［R7(2025)］
「家族経営協定」締結農家数を増やす	戸	46［H31(2019)］	50［R7(2025)］

基本方針 3　安心して暮らせる社会の実現

基本施策(1)　生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備

ひとり親家庭の子育て等の支援や、雇用に関連して貧困などの問題を抱える人に対する支援に取り組むほか、高齢者、障害者、外国人市民、性的マイノリティなど、生活上の様々な困難を抱える人が安心して暮らすことができる環境の整備や多様性を認め合う社会の形成に取り組みます。

基本施策(2)　生涯を通じた男女の健康の保持増進対策の推進

男女が共に自らの身体について正しい情報を持ち、生涯を通じて、それぞれのライフステージに応じた身体と心の健康管理・保持増進を支援する取組の充実を図ります。

基本施策(3)　性と生殖に関する健康と権利の浸透

「性と生殖に関する健康と権利」について、全ての人が関心を持ち、正しい知識を得て認識を深めるための取組を行います。

●施策の指標

指　標	単位	現状値［年度］	目標値［期限(年度)］
経済的な自立に向けて就業したひとり親世帯を増やす	%	45.9［H31(2019)］	51.38［R7(2025)］
新 「LGBT」の言葉と内容を知っている人の割合を増やす	%	46.7［H31(2019)］	計画策定時の実績値以上［R7(2025)］
がん検診の受診率を上げる	%	子宮がん 44.4 乳がん 44.8 ［H31(2019)］	子宮がん 50.0 乳がん 50.0 ［R4(2022)］

基本方針 4 女性に対するあらゆる暴力の根絶と被害者への支援

基本施策(1) 女性に対するあらゆる暴力根絶のための認識の徹底と対応

女性に対する暴力は、女性の人権を踏みにじるもので決して許されるものではなく、それが社会的な問題であるという認識を広く浸透、徹底させるための啓発を行います。また、相談体制の充実を図ります。

基本施策(2) 配偶者等からの暴力の防止と被害者への支援の充実

【DV防止法に基づく市町村基本計画】

DVに関する正しい理解の促進を図り、被害者の早期発見、早期対応につなげるため、相談窓口の周知に努めます。また、配偶者暴力相談支援センターと関係機関の連携強化を図り、被害者に対する相談支援等を充実するとともに、自立に向けた支援を行います。

基本施策(3) セクシュアル・ハラスメントの防止と被害者への支援の充実

様々な場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止のための取組を推進し、被害者への支援に取り組みます。

基本施策(4) 女性や子どもに対する性犯罪・性暴力、売買春などの根絶に向けた対策の推進

関係機関等と連携し、女性や子どもに対する性犯罪・性暴力、売買春などの根絶に向けた対策を進め、暴力のない安心して暮らすことのできる環境づくりに取り組みます。

広島市配偶者暴力相談支援センターにおけるDV相談件数の推移

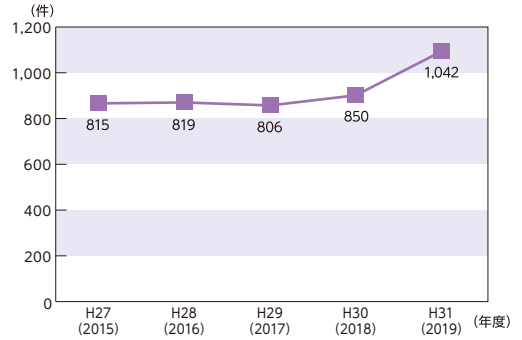

広島市調べ

広島県警におけるDV認知件数の推移

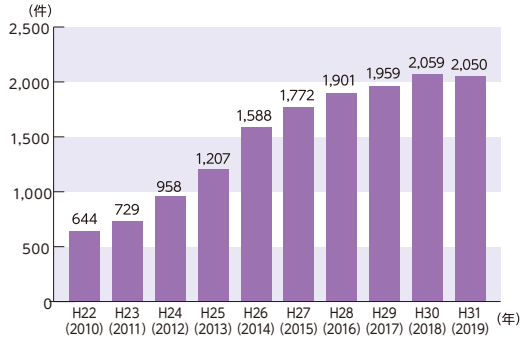

広島県警調べ

●施策の指標

指　標	単位	現状値 [年度]	目標値 [期限(年度)]
DV被害を受けた人のうち、だれ(どこ)にも相談しなかった人の割合を減らす	%	26.7 [H31(2019)]	計画策定時の実績値以下 [R7(2025)]
DVの相談窓口を知っている人の割合を増やす	%	女性 49.7 男性 41.1 [H30(2018)]	計画策定時の実績値以上 [R7(2025)]
過去1年以内に暴力を受けた女性被害者の割合を減らす	%	4.8 [H31(2019)]	計画策定時の実績値以下 [R7(2025)]

基本方針 5 男女の人権を尊重する市民意識の醸成

基本施策(1) 互いの人権を尊重し合う教育や啓発の推進

全ての市民が相互に認め合い、支え合う人権尊重社会の形成に向け、市民一人一人が人権尊重への理解を深められるよう、人権教育や啓発を推進します。

基本施策(2) 男女共同参画推進拠点施設における取組の推進

固定的な性別役割分担意識の解消や男性の家庭生活・地域活動への参画、女性の政策・方針決定過程への参画などに向け、女性のエンパワーメントの促進や、多様な主体による連携した取組を推進するため、男女共同参画推進センターにおける生涯学習の充実や積極的な事業展開に取り組みます。

基本施策(3) 男女共同参画の視点からの広報・啓発活動の推進

広報紙やテレビ、ホームページなどの様々な広報媒体や機会を有効に活用して、男女の固定的な性別役割分担意識に捉われない、男女共同参画の視点からの広報・啓発活動を実施します。

基本施策(4) 子どもの頃からの男女共同参画を推進する教育の充実

男女が共に、固定的な性別役割分担に捉われずに、人権尊重の理念に基づく男女共同参画についての意識を育み高めるため、性別に関わりなく一人一人の個性と能力を大切にする教育を充実します。また、未来を担う子どもが自立した生活を送るための自立意識の醸成や将来を見通した自己形成のための支援を行います。

基本施策(5) 平和の発信と国際理解・国際協力の推進

世界の女性の現状等の情報収集や提供を行い、国際社会の動向についての理解の促進を図ります。また、世界平和の実現に向けた平和の発信者としての被爆地ヒロシマの市民による男女共同参画の視点からの国際交流、国際協力や平和活動を推進します。

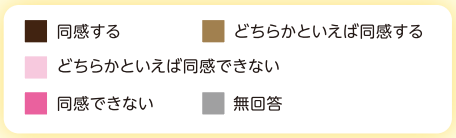

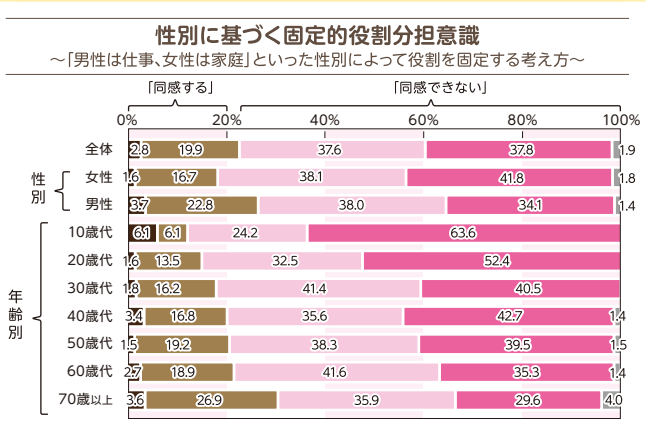

広島市市民意識調査(平成31(2019)年度)

●施策の指標

指　標	単位	現状値 [年度]	目標値 [期限(年度)]
社会全体でみた場合の男女の地位が平等になっていると感じる男女それぞれの割合を増やす	%	女性　4.6 男性　10.8 [H30(2018)]	計画策定時の実績値以上 [R7(2025)]
固定的な性別役割分担意識を持たない男女それぞれの割合を増やす	%	女性　79.9 男性　72.1 [H31(2019)]	計画策定時の実績値以上 [R7(2025)]
全ての人の人権を大切にし、それを日常生活の中で態度や行動に表している市民の割合を増やす	%	75.7 [H31(2019)]	計画策定時の実績値以上 [R7(2025)]

本市が目指すべき姿

国際平和文化都市

- 世界に輝く平和のまち
- 国際的に開かれた活力あるまち
- 文化が息づき豊かな人間性を育むまち

男女共同参画社会の実現

男女の人権が尊重され、対等なパートナーシップに基づき、
一人一人が多様な個性や能力を十分に発揮できる
『男女共同参画社会』の実現を目指す

市、市民、NPO、
企業等の連携・協働による取組

第3次広島市男女共同参画基本計画の基本方針

(1) あらゆる分野における政策・方針の立案及び決定への女性の参画の拡大
(2) 働く場における男女共同参画の推進と職業生活と家庭生活等の両立
(3) 安心して暮らせる社会の実現
(4) 女性に対するあらゆる暴力の根絶と被害者への支援
(5) 男女の人権を尊重する市民意識の醸成

広島市男女共同参画推進条例

前　文

「平和とは紛争や戦争のない状態だけをいうのではない。すべての人が差別や抑圧から解放されて初めて平和といえる。男女においては、性別による差別がなく、対等のパートナーとして責任を分かち合い、個性や能力を十分に発揮できる社会を実現することが必要である。それは、本市が目指す国際平和文化都市に欠かせない要件の一つであり、これまで、各種の取組が行われてきた。」

基本理念

1. 男女の人権尊重
2. 社会における制度又は慣行への男女共同参画の配慮
3. 男女の政策又は方針の立案及び決定への共同参画
4. 男女の家庭における生活と他の活動の両立
5. 性と生殖に関する健康に関しての男女の人権尊重
6. 国際社会の動向への留意

広島市男女共同参画推進
シンボルマーク

広島市市民局人権啓発部男女共同参画課
〒730-8586　広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
TEL: 082-504-2108　FAX : 082-504-2609
E-mail : danjo@city.hiroshima.lg.jp
発行　令和3年(2021年)6月　登録番号　G7-2021-102

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。